

一橋大学能登半島地震奨学金 応募要領

令和6年の能登半島地震に伴う災害の被害を受けた世帯の本学学生を、一橋大学基金により支援を行うことを目的とした一時金と月額給付型の奨学金です。**(2024年度入学者の学生対象)**

1. 対象

令和6年の能登半島地震にかかる災害救助法適用地域を擁する県（新潟県、富山県、石川県及び福井県）において主たる家計支持者が被災し、その影響で家計が急変し、修学の継続が困難となっている本学の学部学生及び大学院学生とする。ただし、大学院学生は独立生計者を除く。

2. 対象の要件

被災状況が以下の①②いずれかに該当し、かつ、③を満たすもの。

- ①主たる家計支持者が死亡又は行方不明となっている者
- ②居住している家屋の損壊（全壊・半壊・一部損壊）により罹災証明書が提出できる者
- ③学業優秀と認められる者

3. 給付額

一時金として500,000円を一括支給し、かつ、月額50,000円（給付型）を限度とし、原則標準修業年限終了まで給付型奨学金を支給。

4. 申請手続き

申請希望者は以下の書類を提出期限内に学生支援課へ提出すること。

- ①（学内選考用）奨学金申請書 及び 収入に関する証明書類

※申請書は、以下 URL から取得してください。

一橋大学 > 在学生の方へ > 経済支援 > 奨学金制度 > 学内奨学金、民間奨学団体・地方公共団体の奨学金

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html>

- ② 罹災証明書
- ③ 被害額証明書（見積書等）

※罹災証明書に記載されている家屋等の損壊状況が**半壊以上**の場合は、①のうち、収入に関する証明書類および③は提出不要。

※罹災証明書等の提出が困難な場合は、必ず申請期間内に申し出ること。

5. 申請期間

2024年4月11日（木）～2024年4月30日（火）17:15（郵送の場合4月28日までの消印有効）

6. 選考

学内取扱要項に基づき、選考を行う。ただし、予算に限りがあるため、要件に該当しても採用されるとは限らない。

7. 採用手続き

採用された者に決定通知後、申請者（学生本人）名義の口座へ振り込む。

8. 併給

一時金は他の奨学金との併給可。月額給付型の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構等の**貸与型**奨学金との併給は可能。

※原則として、給付型奨学金を受給中の学生には一時金のみを支給。

9. その他

- ・奨学生の申請に虚偽が認められた場合等は奨学金を返還しなければならない
- ・奨学生が休学した場合は奨学金の給付を停止する
- ・奨学生が次のいずれかに該当した場合は奨学金の給付を廃止する
 - ア 退学又は除籍、イ 疾病などのため成業の見込がないと認められるとき、ウ 学業成績又は素行が不良となったとき、エ 停学、その他の処分を受けたとき、オ その他、奨学生として適当でないと認められるとき

【問合せ先・書類提出先】

一橋大学 学生支援課 奨学事業係（国立西キャンパス本館1階）

〒186-8601 東京都国立市中2-1

E-mail : scholarship@ad.hit-u.ac.jp

※問い合わせはメールにてお願いいたします。